

石狩市民スポーツまつり実行委員会売店等運営要項

1 趣 旨

この要項は、石狩市民スポーツまつり実行委員会会則に基づき、石狩市民スポーツまつり実行委員会（以下「実行委員会という。」）が、石狩市民スポーツまつり（以下「スポーツまつり」という。）において会場区域内に設置する売店の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 出店申請

売店等の出店を希望するものは、出店申請書（様式第1号）に添付書類を添えて、実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

3 出店者の募集期間

6月下旬までとする。また、7月2週目までに当選者に結果を通知する。

4 出店者の選定

実行委員会は、選定に当たり、次の事項に留意する。

- (1) 営業経験及び実績が豊富で、信頼できること。
- (2) スポーツまつりの出店者としてふさわしいこと。
- (3) その他、実行委員会会長が特に認めること。

5 出店許可

実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可するもの（以下「出店者」という。）を選定し、出店許可書（様式第2号）を交付するものとする。

6 販売品目

酒類を除き、保健所より許可の得ているもの。

7 食品の販売

- (1) 食品を販売する売店の出店を許可するに当たっては、設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所と協議するものとする。
- (2) 実行委員会は、食中毒等、販売した食品に起因する事項等が発生した場合について、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うよう指導する。

8 出店の期間及び開設時間

出店期間及び開設時間は、別表1のとおりとする。

9 出店の場所・規模・方法

実行委員会が指定する場所・規模・方法とする。

10 経費負担

出店料に含まれない売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

11 出店料

無料とする。

12 遵守事項

出店者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店等には、実行委員会から交付された出店許可書（様式第2号）を掲示すること。
- (2) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (3) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (4) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (5) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (6) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (7) 出店の権利を第三者に譲渡し、貸与し、又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (8) 接客に当たっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (9) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (10) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しておらず、また、次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不正な利益のため又は第三者に損害を与えるため暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (11) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、実行委員会の指示に従うこと。
- (12) 会場の付帯設備（電源等）は原則として使用しないこと。
- (13) 商品は、出店者の責任で管理すること。
- (14) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (15) 天災等により発生した損害については出店者の負担とすること。
- (16) 実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。

13 許可の取り消し

実行委員会は、出店者がこの要項に違反したとき、又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すものとする。

14 損害賠償

出店者が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者が賠償の責を負うものとする。

15 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき、又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、実行委員会の検査を受けなければならない。

16 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は一切その責を負わない。

17 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、実行委員会が別に定める。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 出店の期間及び開設時間

スポレク大会会場	
出店期間	令和7年9月7日（日）
参加規模	幼児から大人が300人程度
開設時間	準備 8：00～ 販売時間 9：00～15：00 撤収 16：00
出店者数	売店 3店 キッチンカー 5台

石狩市民スポーツまつり出店申請書

石狩市民スポーツまつり実行委員会長 様

(申請者)

所在地	〒
名 称	
代表者 職氏名	
電 話	
メール	

石狩市民スポーツまつりにおいて出店したいので、石狩市民スポーツまつり実行委員会売店等運営要項に基づき関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 出店種別

○印を記入	種別
	売店
	キッチンカー

2 添付書類

(1) 申請者の概要

(様式第1号)

添付書類1

申 請 者 の 概 要

出 店 責 任 者				
食 品 衛 生 責 任 者				
取 得 許 可 等 の 番 号 、 年 月 日 (食品衛生法上の営業許可を受けているもののみ)				
車 種 車 両 番 号				
車 両 の サ イ ズ				
※ 販 売 品 目		品 目	価 格	備 考
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
S N S 等	種 類 アカウント名 アドレス			
備 考				

※販売品目を5種類以上販売する場合は、備考欄に記載するか別添してください。

石狩市民スポーツまつり

売店・キッチンカー配置図

ソフトボール・歩こう会・スポレク
役員・一般駐車場



ギャラリー
ウィン

※ 準備の段階では、器具庫駐車場に車を
置いて構いません。
その後は、駐車場へ車を移動願います。

拡大図

佐藤水産

佐藤水産

1

2

3

P 車椅子・役員
専用駐車場

B&G
海洋センター

プール



役員専用駐車場

ゲートボール

体験
コーナー

本部

ステージ

玉
入
れ
コ
ー
ス

器具庫

売 店

飲食ス
ペース

キッチン
カーエ
リア

ミニサ
ッカー
PK線

たすきリレー競走コース

車両
通路

車両
通路

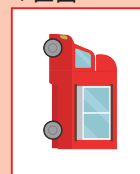


トイレ



キッチンカーエリア【拡大図】

1 区画



10m

3m

- ※ ①～⑤の位置指定はできません。
- ※ 指定区画内に図のように車両を停車ください。
- ※ 机、椅子の貸し出しはありません。
- ※ 電源はありません。
- ※ ゴミ箱の設置をお願いいたします。
(会場にゴミ箱はありません)
- ※ 会場入場、退場の際はスタッフに声をかけてください。